

# 被災者住宅再建支援制度のご案内

(令和4年7月11日)

## 1. 被災者住宅再建支援制度の内容

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、居住する住宅に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の2つの区分があります。

## 2. 対象となる被災世帯

仙台市内に居住の世帯で、災害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (2) 住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊世帯）
- (3) 住宅が中規模半壊した世帯（中規模半壊世帯）
- (4) 住宅が半壊し、または敷地に被害が生じ、住宅を「やむを得ず」解体した世帯（解体世帯）

※ 支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。ただし、被災当時の「世帯主」が亡くなった場合、被災当時の世帯員のうち現在の世帯主が申請者となります。

※ 上記(4)の「やむを得ず」とは、倒壊による危険を防止するために必要な場合、居住するために必要な補修費等が著しく高額になる場合などを指し、解体の状況等を個別に確認いたします。

## 3. 支援金の支給額

(単位：万円)

区 分	A 基礎支援金		B 加算支援金	
	住宅の被害程度		住宅の再建方法	
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯 解体世帯	100	建設・購入	200
			補修	100
			賃貸住宅	50
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200
			補修	100
			賃貸住宅	50
	中規模 半壊	—	建設・購入	100
			補修	50
			賃貸住宅	25
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯 解体世帯	75	建設・購入	150
			補修	75
			賃貸住宅	37.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150
			補修	75
			賃貸住宅	37.5
	中規模 半壊	—	建設・購入	75
			補修	37.5
			賃貸住宅	18.75

※ 加算支援金の「賃貸住宅」については、公営住宅や仮設住宅への入居は除きます。

## 4. 申請期限

基礎支援金 令和5年4月17日（月）まで（災害のあった日から13ヶ月の間）  
加算支援金 令和7年4月15日（火）まで（災害のあった日から37ヶ月の間）

## 5. 申請に必要な書類

### （A B 共通）

① 被災者住宅再建支援金支給申請書

### （A 基礎支援金）

- ・ 全ての世帯
- ② リ災証明書
- ③ 世帯全員の住民票の写し（発災時の住所が分かり、各記載項目に省略のないもの）
- ④ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー
- ・ 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯（①～④に加えて）
- ⑤ 閉鎖事項証明書（滅失登記簿謄本）
- ・ 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（①～⑤に加えて）
- ⑥ 敷地被害を証明する書類（敷地修復工事に係る契約書のコピー及び現場の工事前後の写真）

### （B 加算支援金）

- ・ 全ての世帯
- ⑦ 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書等のコピー
- ※ 1 契約書等のコピーは全てのページをお願いします。（図面を除く）。
- ※ 2 契約書の内容が不明確な場合には、追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。
- ※ 3 補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。 工事内容を記した書類を添付してください。（ただし、沈下修正工事は土地に関する工事ですが、例外的に対象となります。）
- ・ 基礎支援金申請の際と口座内容に変更がある世帯
- ⑧ 申請者（世帯主）の振込口座の通帳のコピー  
（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印字された部分）
- ・ 被災当時の世帯主が死亡した世帯
- ⑨ 世帯主が死亡したことを証明する住民票の除票、もしくは戸籍（個人事項証明書）

## 6. その他留意事項

- ・ **加算支援金について**、「賃貸住宅」で申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」または「補修」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、例えば複数世帯の支給額は「賃貸住宅」50万円と「建設・購入」200万円または「補修」100万円との差額150万円または50万円となります。なお、「補修」で受給済みの場合、「建設・購入」による再申請（差額申請）はできません。
- ・ 申請書の受付後、不足の書類があった場合など、あらためてご連絡させていただく場合があります。

## 7. 申し込み先・お問い合わせ先について

### 【郵送の場合の送付先】

〒980-8671 仙台市健康福祉局社会課 支援金担当（郵便切手を貼り、郵便番号と宛名をご記載ください）

### 【直接お持ちいただく場合】

受付場所	所在地	受付時間
市役所本庁舎 5階 社会課	青葉区国分町3-7-1	平日 9時00分～16時30分まで

### 【問い合わせ先】

仙台市健康福祉局社会課 電話番号：022-214-8541 開設時間：平日 9時00分から17時00分まで